令和4年鉾田市農業委員会1月定例総会議事録

日 時	令和4年1月25日(火)午後1時59分
場 所	福祉事務所 2階 会議室
出欠状況	番号 氏 名 出欠 番号 氏 名 出欠
	1番 櫻井 健一 出 13番 菅谷 美尚 出
	2番 永井 司 出 14番 飯岡 政一 出
	3番 富田 省三 欠 15番 城田 俊男 出
	4番 菊地 博 欠 16番 出沼 丈夫 出
	5番 浜田 洋一 出 17番 海老原康廣 出
	6番 米川 完一 欠 18番 菊川 俊雄 出
	7番 坪沼美知子 欠 19番 飯塚 康雄 出
	8番 菅谷 幸子 出 20番 郡司 光一 出
	9番 草野 克信 出 21番 浅野 登 出
	1O番 箕輪美代子 欠 22番 鈴木 新吾 出
	11番 大貫 修一 出 23番 大久保 稔 出
	12番 宇佐見達夫 出 24番 小松﨑善 出
事務局議長	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長 14番 飯岡政一(会長)
議事録署名人	21番 浅野 登 22番 鈴木 新吾
書記	酒井係長
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定,移転の許可について 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定,移転を伴う 転用許可について 議案第3号 現況証明書の交付について 議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落 札後の許可について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に 基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第6号 農業委員会事務局職員の人事について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

報告第3号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請 に対する許可処分について

報告第4号 農地法制限除外の届出について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて

報告第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

その他

(開 会)

事 務 局

定刻となりましたので、令和4年鉾田市農業委員会1月定例総会 を開会いたします。

開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。

会 長

どうも、皆さんこんにちは。今、25日になりましたけれども、 今年最初の総会でございますので、皆さんと初めてお会いする方も いらっしゃると思いますので、初めての方もおめでとうございま す。今年もひとつよろしくお願いします。

鉾田市も茨城県と同様、今までコロナで大分騒がれてきましたけれども、ここへ来てオミクロン株という変異株の出現で、なおさら感染力が非常に強いということで、市のほうでも昨日辺りは19、その前が18という、毎日そういう人数が出ているような中での総会を開催するわけなのですけれども、全体的には24名参加するわけなのが、今回も19名、いろいろ案件があるので、19名に参加していただきました。それなりに間隔を取りながら、密を避けながら、少し窓のほうも開けながら開会いたしますので、ぜひとも皆さん農業委員の方々は、コロナオミクロン株に感染しないように気をつけて、ひとつ市の発展のため、または農業委員の農地等に関することに励んでいただきながら頑張ってやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それから、またちょっと問題が、 のほうのほこりの件で、また問題が出てきたような感じではございますけれども、それも皆さんで知恵を出しながら解消していきたいと思いますので、総会終了後、その他のほうで何かお話が出ましたらば、皆さんで考えながら解消していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そんな中, コロナ禍の中で, ひとつ今日も1日慎重審議よろしく お願いいたします。

事	務局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第1 4条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事 進行を飯岡会長にお願いします。
議	長	ただいまの出席委員は19名であります。農業委員会等に関する 法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しております ので、鉾田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりです。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ありませ んか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に,会議録署名人の選任でございますが,議長において指名することで,ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に,21番 浅野登 委員, 22番 鈴木新吾 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお,本日の会議書記には,事務局職員の酒井係長を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、3番 富田省三 委員、4番 菊地博 委員、6番 米川完一 委員、7番 坪沼美知子 委員、10番 箕輪美代子 委員が欠席となります。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利
		の設定、移転の許可について)

議長

議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。

議長

番号1番から番号17番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

番号1番から番号17番まで、ご説明いたします。

申請件数につきましては17件,地目は、畑26筆,田3筆,合計で29筆になります。面積は6万2,815.74平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買11件,普通贈与1件,交換4件,区分地上権1件となっております。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該 当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。

詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

番号1番について地元委員の説明を求めます。

浜田洋一委員

5番, 浜田です。1番について説明します。

譲受人、
さんと譲渡人、
さんは近所同士の間柄ででざいます。このたび、
さんの経営強化をしたいということで、
売買契約が円満にまとまったということでございます。
さんは、水稲、ゴボウ、ジャガイモなどを中心とした農家であり、経営面積も186アールあります。ジャガイモを増産するために申請地を取得したいとのことです。

以上のような理由から、譲渡人は農作業に200日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。

草野克信委員

9番、草野です。2番について説明いたします。

譲受人、 さんと譲渡人、 さんは、 さんの 父が紅葉生まれで、相続の申請地を管理ができず、いとこの仲介で、 知人である さんとの売買が円満にまとまったそうです。 はない はコマツナをハウス栽培し、経営面積も467アールあり、後継

者もおり,年間300日農業に従事しています。取得後はコマツナ を露地で作るそうです。

以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。

城田俊男委員

15番,城田です。3条3番と4番の譲受人, さんの案件を まとめて話したいと思います。

3番の譲渡人、 さんは、 耕作地が さんと近いということで、 また、 今後耕作していくのが大変ということで、 前回 1 2月にも案件、 同じものがあったのですけれども、 同じように売買になってまとまったということです。 さんは、 元自衛官だということです。

それで、4番のほうに行きます。譲渡人の さんの案件は、土 地改良区の話でして、売買を何人かに相談したのですけれども、まとまらず、 さんがこの二、三年同様の形で取得しているので、まとまったそうです。 さん親子は、米、ニンジン、サツマイモ等にて10町歩以上の経営面積です。後継者の さんも熱心に取り組んでいまして、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。許可要件にも問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

続きまして、番号5番、番号6番について地元委員の説明を求めます。

浅野登委員

21番、浅野です。5番について説明いたします。

譲受人, さんと譲渡人, さんはご近所でございます。このたび, さんの経営規模拡大ということで、普通贈与が円満にまとまったということでございます。 さんは、メロン、トマト、コマツナを栽培、経営面積も360アールほどあり、常時農作業に従事しております。つきましては、農地法第3条第2項の許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、6番について説明いたします。このたび、譲受人、さんと譲渡人、さんと譲渡人、の間で売買契約がまとまったということでございます。譲受人、さんの経営状況は、先ほど5番で述べたとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。

菅谷幸子委員

8番、菅谷です。7番について説明いたします。

譲受人、さんと譲渡人、さんはご近所であり、知り合いということです。どちらも農業経営をしており、土地の便利上から交換の話がまとまったということでございます。

続いて、8番ですが、譲受人と譲渡人が反対になり、いずれも交換がまとまったということです。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。

菅谷美尚委員

13番、菅谷です。9番についてご説明いたします。

譲受人、 さんは運送業の傍らサツマイモを中心に農業をされていて、農機具等も専業の方よりも充実しているぐらいお持ちのようです。健康管理も兼ねて農業をやっているとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いします。

議長

続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。

飯塚康雄委員

19番、飯塚です。10番についてご説明します。

今回の案件は,貸手, さん,借手, さん, さん, 3年前に営農型太陽光設備で許可を出しているところです。既にも う太陽光も運営されていまして,今回,更新の手続になります。更 新について,間に管理会社が入っていますが, そちらのほうできちんとやっていまして,貸手, さんのほうでも問題ないということで,お互いに合意ということで更新の手続をしたいということで, 今回上がってきています。何かしら問題はないと思いますので、 ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

続きまして、番号11番、番号12番について地元委員の説明を 求めます。

櫻井健一委員

1番、櫻井です。11番について説明いたします。

譲渡人、さんより譲受人、さんの間での売買の案件でございます。知人の関係でございます。 さんが さんの農地を借りていて、今回売買ということになります。 さんはカンショを生産していて、さらに拡大をしたい。 農地については、 隣接する 農地でございます。 問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続いて、12番でございます。譲渡人、さんからさんへの間での売買の案件でございます。知人の関係でございます。 さんが借りていた農地を、さんより売買するということでございます。 さんはジャガイモなどを生産する農家でございます。 規模を拡大するという目的でございます。農地1,560平方メートルは、さんに隣接する農地でございます。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、番号13番、番号14番について地元委員の説明を求めます。

鈴木新吾委員

22番, 鈴木です。13番, 14番は, お互いに交換ということ で円満にまとまりました。

譲受人、 さんと譲渡人、 さんは知人の間柄でございます。 このたび、 さんと さんの経営の便利性を図り、交換ということで円満にまとまったということです。 さんは、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も920以上あり、後継者も熱心に取り組んでおります。

以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと思われます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移転に係る許可要件について何の問題もないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

続きまして,番号15番について地元委員の説明を求めます。

大久保稔委員

23番、大久保です。15番について説明します。

譲受人, さんと譲渡人, さんと譲渡人, さんは親子の間柄です。このたび, さんの経営基盤安定のため, 円満に売買の話がまとまったそうです。何ら問題のない案件だと思われます。

よろしく審議のほどお願いします。

議長

続きまして、番号16番、番号17番について地元委員の説明を求めます。

小松﨑善一委員

24番、小松崎です。番号16番についてご説明をいたします。 譲受人、 さんと譲渡人、 さんは近所同士の関係でございます。 さんは、定年まで学校の先生をやっていまして、 農地が必要ないというようなことで さんに声をかけたところ、 売買の契約が円満にまとまったということでございます。 さんは、ゴボウ、サツマイモ、ジャガイモ等を家族6人、日本人2人、実習生1人、計9人で10ヘクタール以上耕作しており、申請地を取得してサツマイモの増収を図りたいということでございます。問題ないかと思われますので、ご審議くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

それから、番号17番についてご説明をいたします。譲受人、さんと譲渡人、さんは知人の関係でございます。 さんは高齢で農業は大変なので、後を引き受けてくれないかというようなことで、売買契約が円満にまとまったということでございます。 さんは、申請地を買い受けてサツマイモを栽培して、新規就農をしたいというようなことでございます。下限面積要件も満たしており、また農機具等もそろっており、問題ないかと思われます。

以上のような理由から、農地法第3条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長

番号1番から番号17番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号1番から番号17番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号1番から番号17番を申請どおり許可と決定いたします。

(議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定,移転を伴う転用許可について)

議長

続きまして,議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設定,移転を伴う転用許可について」を議題といたします。

議長

番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局

番号1番,使用借人,

。使

,地目,畑,面積528平方メートル。

事由,申請地は平成6年に作業所,駐車場の目的で転用許可を受けたが,昨年,目的とは異なる自己住宅を建築してしまったため, 是正の申請をしたい。

転用計画は、居宅(自己住宅)が67.90平方メートル。契約 内容は使用貸借です。始末書添付となっております。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

海老原康廣委員

17番、海老原です。番号1番についてご報告いたします。

去る1月17日に、15番、城田委員、16番、出沼委員、17番、私、事務局2人で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳しくは、地元委員さん、よろしくお願いします。申請地は、集団的に存在する農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

浅野登委員

21番、浅野です。1番について説明いたします。

現況調査員さんにはご苦労さまでした。場所は、茨城鉾田線、旧舟木小の信号を左折、200メートル先をさらに左折してメートルぐらいのところです。使用借人、さんと使用貸人、さんと使用貸人、さんは親子でございます。このたび、使用貸借で契約がまとまったということでございます。申請地は、以前に転用の許可を受けていたが、昨年、目的と異なる自己住宅を建築したため、是正の申請をしたいとのことです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございません。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして,番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号2番,譲受人,

。譲渡

人。

,地目,畑,面積911平方メートル。

。申請地は、

事由,自動車板金工を営んでおり,既存の敷地では,顧客から預かる自動車や交換部品を置く場所がなく手狭なため,隣接する農地を資材置場及び車両転回場として整備したい。

転用計画, 資材置場, 車両16台, 車両転回場525. 25平方メートル。契約内容は売買です。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。

出沼丈夫委員

16番、出沼です。2番について報告いたします。

管内図の1ページの右側になります。申請地は、串挽スカイタウンから200メートルぐらい進みますと、という看板が立っておりますので、すぐに分かります。現況は畑に葉物野菜を作られておりますが、周囲は住宅が多く建っており、農地区分といたしましては第2種農地と判断をいたしました。転用理由については、現在、自動車板金工を営んでおり、既存の敷地では顧客からの預かる自動車や交換部品を置く場所が手狭なため、隣接する農地を資材置場及び車両の転回場として整備したいとのことです。農地転用許可基準から判断いたしまして、転用目的、位置環境など

確実性は、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、よろ しくご審議をお願いいたします。 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 議 長 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 議 長 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたしま 議 長 す。 議 長 続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号3番,賃借人, 事 務 局 。申請地 。賃貸人, の一部, 地目, 畑, 面積458平方 メートル。続きまして,賃貸人, 。申請地は, |の一部,地目,畑,面積 79平方メートル。 事由,東関東自動車道建設に伴い県道に跨道橋を設置するため迂 回路を整備したい。 転用計画,迂回路。契約内容は賃貸借です。一時転用で許可日よ り3年間となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねており 議 長 ますので、続けて説明お願いいたします。 出沼丈夫委員 16番、出沼です。3番についてご報告いたします。 案内図は、2ページの左側になります。申請地は、東日本高速道 路のインターチェンジ入り口に通ずる県道に、このでは、の豚舎 の入り口部分に当たります。この場所は、現在陸橋を建設中であり

ますが、大きなカーブとなっております仮設道路であります。付近は住宅が多く建っておりますが、地目は畑であり、第2種農地と判断いたしております。この場所に陸橋ができ次第、県道に跨道橋を設置するために、迂回路を整備したいとのことですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長日番号

番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。

。使

事務局

番号4番,使用借人,用貸人, 電子 では、 一番 では、 一番 では、 一番 による である できない しょ

,地目,畑,面積500平方メートル。

事由,現在,土砂災害警戒区域内にある住宅で親と同居しているが,危険であり,手狭であることから,申請地に自己住宅を建築したい。

転用計画,居宅(自己住宅)96平方メートル。契約内容は使用貸借です。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

出沼丈夫委員

16番、出沼です。4番についてご報告いたします。

案内図は、2ページの右側になります。申請地は、当間の信号機のところにあるのでは、の手前の道を左側に入りまして、田んぼ道を通り栗野地区に入りますと、さらに坂道を上りますと、栗野

青果出荷組合のところに出ますので、そこをまた左の坂道を上りますと、メーターぐらいのところが申請地となっております。この場所は一面畑であります。農地区分といたしましては、第1種農地と判断しました。転用理由については、現在住んでおります住宅は土砂災害警戒地域内であり、親と同居しており、危険で手狭でもあることから、申請地に自己住宅を建築したいとのことであります。位置環境については、集団的に存在する農地であり、集落に接続しておりますので、自己住宅として例外的に許可できるものであり、3人の意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長り地元委員の説明を求めます。

浜田洋一委員

5番, 浜田です。4番について説明します。

現況調査員さんにはご苦労さまでした。ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。使用借人, さんと使用貸人, さんは親子の間柄でございます。このたび, さんの自己住宅ということで,使用貸借の契約が円満にまとまったということです。現在、土砂災害警戒区域内にある住宅で、親と同居しているが、危険であり、手狭であることから、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長 賃疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたしま

す。

議・・・・長・・・続きまして,番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局 番号5番,賃借人,

は,

典別の「大学」という。 地目、畑、面積505平方メート

。申請地

- 13 -

。賃貸人,

ル。同じく**(March 1997)**, 地目, 畑, 面積642平方 メートル。

事由,工事現場が近い申請地に,現場事務所,資材置場及び駐車場を整備したい。また,農地法の許可を得ず砕石を敷いて雑種地として使用していたため、併せて是正申請を行いたい。

転用計画ですが、事務所105。99平方メートル、資材置場として鉄骨材200本、工事看板76枚、駐車場14台。契約内容は賃貸借です。一時転用で許可日より3年間となっております。それと、始末書添付となっております

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

出沼丈夫委員

16番, 出沼です。案内図は3ページの左側にあります。5番に ついて報告いたします。

申請地は、外周道路の野友地区にある の裏側になります。位置環境においては、宅地と山林に囲まれた地域であり、集団性の低い農地であり、農地区分といたしましては第2種農地と判断しております。以前、農地法の許可を得ずに砕石を敷いて雑種地として使用していたため、併せて是正申請を行っております。転用理由においては、野友地区の高速道路建設工事のために、工事現場の敷地に現場事業所、資材置場及び駐車場を整備したいとのことですので、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見としまして可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

浜田洋一委員

5番, 浜田です。5番について説明します。

ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。賃借人, として、と賃貸人, さんとの間で、申請地に現場事務所、資材置場、駐車場を整備して使用したいとのことです。 賃貸借の契約が円満にまとまったということでございます。

■は、東関東自動車道の橋桁工事をやる会社だそうです。また、農地法の許可を得ず、砕石を敷いて雑種地として使用していたため、併せて是正の申請を行いたいとのことです。始末書の添付もされています。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして,番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号6番、賃借人、

■。賃貸人、■

。申請地,

の一部,地目,畑,面積71平方メートル。

事由, 農地を有効利用するために, 申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。

転用計画,営農型太陽光発電設備,パネル1,883枚,パネル面積3,046.79平方メートル。契約内容は使用貸借。下部農地面積は5,642.89平方メートル、全体面積は6,315平方メートル。一時転用で許可日より3年間となっており、作目は渋柿となっております。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

城田俊男委員

15番、城田です。5条6番の説明に入ります。

1月17日,出沼委員,海老原委員,そして自分と事務局2人の5名で現況調査を行いました。地図3ページの右側です。集団的に存在する農地の地域にありますが、3年間の延長という案件です。農地区分としては第1種農地と判断しました。詳しくは地元委員さんにお願いしまして,転用目的,位置環境,実現の確実性,位置環境,計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議

臣

地元委員の説明を求めます。

飯塚康雄委員

19番,飯塚です。先ほど3条の10番でご説明したところでございます。6番についてご説明します。

貸手, さん, 借手, さん, これは更新の案件になります。現状を確認いたしまして, 今までの農地, 作物では 渋柿を栽培していまして, 成長的には 1 メーターニ, 三十で, まだ 実がなる状態ではないのですけれども, その間に葉ワサビなどの栽培をして収穫はしている様子は見ています。農地の有効利用についても問題はなく, 太陽光発電のほうも管理会社のほうで

世紀 さんのほうが間に入っていまして、定期的に来て管理のほうをしていまして、しっかり運営されているのかなというふうに見ています。つきまして、お互いの合意もありまして、3年間の延長をお願いしたいということです。何ら問題はないと思われる件ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。

菅谷幸子委員

8番, 菅谷です。お尋ねしたいのですが, 作物なのですけれども, 渋柿って昔のイメージだと, ある程度高くならないと柿はならないと思うのですが, 今の柿は太陽光の下でもなるような柿なのでしょうか。ちょっと分からないので。

議長

では、事務局のほうから説明をさせます。

柿は、確かに大きくならないと実はならないのですよね。それと、 その柿を作って出荷するかどうかというのが、それがまだやらない。ただ柿を作るというだけで。私が通って見る限りでは、去年は 柿のほかに畑のワサビ菜を作ってあった感じがいたしました。もし 畑のワサビを作るようだったらば、本当はそのほうも申請を出して もらうような、そんな感じになるのではないかと思いますけれど も、取りあえず事務局のほうの説明を。

事 務 局

3年前に一時転用で営農型太陽光ということで許可している案件なのですけれども、百目柿といいますか、渋柿なのですが、確かにソーラーパネル、機械とか通れるくらいの高さになっているのですけれども、普通の柿からすれば、もっと高いのではないかというところもあるのですが、基本的には剪定して摘果しながらやっていくということで、それでも収穫は可能というような話は聞いております。ですから、その高さの中でやりくりというか、実がなるまでやるということで一応話では聞いております。そういった専門家と

いうか、それをやっている方なんかの意見なんかもついております。 ので、まだ先ほど飯塚委員がおっしゃられたように、そんなに大き くないです。なので、これからどうなっていくかというところです けれども、基本的にはあの高さで実を取るまで可能ということで説 明は受けております。

議 橿

それでよろしいでしょうか。どっちにしろ、3年後にはまた申請 が上がってきますから、だんだん結果が出てくるとは思いますけれ ども、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長 そのほかに質疑ありますでしょうか。 ちょっと一言, ではお願いします。

小松﨑善一委員

24番、小松﨑です。これは、まだ柿は収穫はしていないのだよ ね。それで、3年延長ということになっているわけなので。

あと、日照時間なんかは柿はどうなの。今、営農型のいろんな太 陽光の申請が出ていますけれども、作物も最近いろんなものが出て きていますよね。その辺が3年でなかなか収穫できない作物が結構 出ていますので、また3年見直しすると6年になってしまって、そ のうちにうやむやになって何とかなってしまうというふうなこと もあり得るわけですよね。その辺をみんなで話し合ったらどうかな と思うのです。

議 長

はい、どうぞ。

城田俊男委員

現況調査も2回目なのですけれども、ソーラーの高さはあって、 ソーラーの1枚の面積というのですか、あれが半分か3分の1くら いなのです。そして、柿自体は3年前と大して変わっていないです。 ソーラー自体は、3分の1か半分くらいだと思います、大きさで。

議 長

普通の営農型のパネルよりかは若干ちっちゃくできているとい うことで。

城田俊男委員

半分か3分の1です。1枚のあれが。

議 長

営農型はいろいろ申請出てくると思いますが、下部の面積に対し ていろいろ出てくると思います。ミョウガからはじめ,シイタケか らいろいろ出ていると。柿は、鉾田市で申請が上がってきた案件は、 これが私が農業委員になってからは初めてなもので、やはり3年た ちながら、そのうちに毎年毎年ある程度推移を皆さんで見ていくよ うな、そういう感じになっております。いいですか。

はい、どうぞ。事務局。

事務局

先ほど小松﨑委員から話があったとおり、遮光率とか、日の当たる時間とか、一応そういったものも、パネルの面積、農地面積と角度と遮光率というのを申請の段階で上げてもらっています。その遮光率だとどのくらい、太陽光が何時間くらい浴びられてというので、その遮光率で作物が育つかどうかという資料も検討させて、専門家の意見もつけさせて申請自体は受けておりますので、下に何か作物を作ればいいという形で受けているわけではありませんので。

ただ、期間がどうしてもすぐできる、毎年できるというものでもないものですから、そういった場合には、先ほど会長がおっしゃられたように、ある程度の期間を見なければいけないのかなというところはございます。圃場としてきちんと管理されていれば、それはそれでいいというわけではないですけれども、今後も見守っていく必要があるかと思います。

議長

はい, どうぞ。

海老原康廣委員

一応私も現地調査で見に行ったのだけれども、柿の植えている位置がちょっとおかしいのだよな。支柱の間に植わっているから、結局日照不足とかになって、パネルの下のど真ん中を結局空かしていて、あの上だから不思議だなと思っているのだけれども。

議長

あそこは、皆さんしょっちゅう現地調査で通る大通りに面しているものだから、皆さんが通りながら一応こういう案件だということで見て通るようなものなので、毎年毎年そういう形で皆さんで気にかけていただいて、その推移を見守っていくような、そういう状況です、今のところは。それ以外にちょっと対策はないです。今、柿がいつなって収穫するというのも、やはりそれが上がってくるからには、それなりに許可をせざるを得ないというのが今の現状の段階です。これからはだんだんそういうことも厳しくしなくてはならないかなという気持ちは持っていますけれども、今の段階では大体そこら辺が限界の感じがいたします。

そのほかありますでしょうか。

はい、どうぞ。

大貫修一委員

確認したいのですけれども、柿の名前は何ていうのですか。

議長

柿の名前もし分かれば、事務局。柿の種類分かったら、事務局。

はい。

事 務 局

百目柿です。

大貫修一委員

以前に言いましたよね、分かりました。

議長

百目柿だそうです。百目柿というのは渋柿で,若干ほかの柿より か大きくなる柿です。

そのほかありますでしょうか, 質疑。どうでしょうか。 浜田委員, どうぞ。

浜田洋一委員

農業委員会というよりは、農林省ではなくて通産省のほうでもって、2030年問題でもって脱炭素へと進んでいるから、かなりの圧力でもって太陽光発電は来ると思うのです。だから、内々の話では無駄な抵抗かなと思って。

議長

今,確かに浜田委員が言うように,太陽光も国も進めているようなそういう脱炭素社会というか,そういう国も進めているようなものだから,なかなか難しいところがあるのだけれども,白と黒はっきり分かればいいのだけれども,今のところグレーゾーンですから,それほど厳しくするのも今の段階では無理かなと思います。だけれども,そのまま置いておいても,これも一番最初に営農型できてからは結構たつよね。最初の申請上がってから。

事務局

そうですね。

議長

そうすると、営農型の太陽光発電が、そのうち足場が腐ってきたり何かあるときに、そのときにどう対処するかということ。昨日もテレビでやっていたけれども、そういう問題もいろいろパネルの問題が出てくると思いますけれども、そういうことに関しては、その時期になってからその都度、その都度対応するような、今の段階ではそういうことが目いっぱいだなと思っております。

そのほか, 浜田委員のほかに何かありましたらば。よろしいですか。

(質疑なしの声あり)

議長

では、質疑なしと認めます。これより採決いたします。

番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして,番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号7番,譲受人,

。譲渡人、

事由,現在,借家に住んでいるが,子供が生まれ手狭なため,自己住宅を建築したい。

転用計画は、居宅(自己住宅)110.14平方メートル。契約 内容は売買。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

出沼丈夫委員

16番、出沼です。7番についてご報告いたします。

申請地は、水戸佐原線の柏熊にあります鉾田自動車学校の隣にあるのところを右に入り、農道 メーターぐらいのところに申請地となっております。 は太陽光発電施設となっておりますが、周囲は畑となっておりますので、近くには住宅も建っております。農地区分といたしましては、第2種農地と判断をいたしました。転用目的といたしまして、現在借家に住んでおりますが、子供が生まれ手狭になったため、おじさんの畑を買い受け、自己住宅を建築したいとのことです。農地転用許可基準から判断しまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見としまして可と判断いたしましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

大貫修一委員

11番,大貫です。現地調査員の方々,どうもご苦労さまでした。 現地調査員の方が詳しく説明してくれましたので,地図のほうは 大丈夫だと思いますので,譲受人,

はおいとおじの間柄であります。このたび、これさんの自己住宅と いうことで売買が円満にまとまったということです。 現在市内のアパートに奥さんと子供と暮らしておりますが、そろそ ろ一戸建てが欲しいとのことで、お母さんの実家に行って土地を融 通してもらったとのことです。
さんは、現在 おり、融資のことで農協をやめられないなとお父さんの 言っておりました。場所的には、これさんの生家と目の鼻の先にあ り、場所もよい場所だと思われます。何ら問題ないと思いますので、 よろしくご審議お願いいたします。 長 番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 議 (質疑なしの声あり) 議 長 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり) 議 長 異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたしま す。 続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に説明させます。 議 長 事 務 局 番号8番,譲受人, 譲渡人, 。申請地は、 地目、畑、面積495平方メートル。 事由、現在、親と同居しているが、子供が生まれ手狭となったた め、申請地に自己住宅を建築したい。 転用計画ですが、居宅(自己住宅)133.31平方メートル。 契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ ます。 以上でございます。 議 長 現況調査員の調査報告を求めます。 出沼丈夫委員 16番、出沼です。8番について報告いたします。

管内図、4ページの右側になります。申請地は半原地区にあるを少し通り過ぎますと、の資材置場がありますが、その手前の農道を右に入りますと、かなり進みますが、突き当たりの丁字路となり、その場所に市の貯水槽と思われますが、あります。現在は雑種地となっておりますが、地目は畑であり、第1種農地と判断いたしております。転用理由については、現在親と同居しており、子供が生まれ手狭となったため、申請地に自己住宅を建築したいということです。位置環境においても、集団的に存在する農地の地域ではありますが、集落と接続しているため、例外的に3人の意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。

議長り、地元委員の説明を求めます。

浜田洋一委員 5番、浜田です。8番について説明します。

ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。譲受人, さんと譲渡人, さんは近所同士の間柄でございます。このたび, さんの自己住宅ということで、売買の契約が円満にまとまったということでございます。譲受人, さんは, 現在親と同居しているが, 子供が生まれ手狭となったため, 申請地に自己住宅を建築したいとのことです。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。

9.

議 長 続きまして,番号9番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局 | 番号9番,賃借人,

。賃貸人,

。申請地、

,地目,畑,面積1,378平方メートル。

事由, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したい。

転用計画は、太陽光発電設備、パネル枚数296枚、パネル面積499.46平方メートル、全体面積1、378平方メートル。契約内容は賃貸借。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

城田俊男委員

15番、城田です。5条9番の説明に入ります。

委員さんと事務局2名の5名にて現地調査を行いました。地図は5ページの右側です。詳しい説明は地元委員さんにお願いしまして,周囲は山林と住宅に囲まれ,集団性の低い農地であり,農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しまして,転用目的,位置環境,実現の確実性,計画面積などいずれも適と認め,3人の総合意見として可と判断しましたので,ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

飯塚康雄委員

19番,飯塚です。現地調査員の皆さん,ご苦労さまでした。

9番について説明します。場所は、地図5ページ右側にあります 汲上地区の国道51号から梶山方面に向かって1.7キロくらいの ところに という会社がありまして、その先の 横、右側へ メーター入ったら申請地になります。今回、借手、 さん、貸手、 さん。 さんは、 この周辺一帯を太陽光設備を設置しまして運営している方になり ます。それにつきまして さんのほうと、このたび

さんの経営規模拡大ということで、賃貸契約の話がまとまったということです。今回、この周辺も運営されていてきちんと管理をされていますので、今回の申請地も問題ないと思われますので、

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号10番,賃借人,

。賃貸人,

。申請地,

,地目,畑,面積1,762平方メートル。

事由, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。

転用計画,太陽光発電設備,パネル枚数263枚,パネル面積443.78平方メートル,全体面積1,762平方メートル。契約内容は賃貸借です。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

城田俊男委員

15番、城田です。5条10番の説明に入ります。

1月17日,現地調査に入りまして、申請地は地図5ページ左側です。詳しい説明は地元委員さんにお願いします。周囲は住宅と山林に囲まれた地域にあり、集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断しまして、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

永井司委員

2番、永井です。10番について説明いたします。

ところさんの中で売買が成立して、エ

ネルギー売電事業をやりたいということで売買が成立したところ でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。

議 長 番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号10番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。

議長続きまして、番号11番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号11番、譲受人、

事由,鉾田市立鉾田南小学校の駐車場の一部に鉾田南児童クラブが建設予定であり,既存の駐車場が不足するため,申請地及び隣接の山林を一体利用して駐車場を整備したい。

転用計画は、駐車場(普通車)140台。契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議 長 現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。

城田俊男委員 15番、城田です。5条11番の説明に入ります。

1月17日に出沼委員,海老原委員,そして自分と事務局2人の計5名にて現地調査を行いました。申請地は,地図6ページ左側です。地図上,上の道路の中心辺りに赤丸で烟田とある場所が,現在信号がありまして、申請地まではそこを入りまして校舎,グラウンド隣,一番奥が申請地になります。周囲は山林に囲まれました状態

であり、農地区分としては第2種農地として判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

鉾田南小学校の駐車場の一部に鉾田南児童クラブの建設予定です。場所は、信号を入りまして右側が校舎でして、入ってすぐ左側のちょっと高台になるのですけれども、駐車場で、そこが建設地だそうです。このため、駐車場が不足するため、申請地を駐車場としたいということでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ■ 番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号11番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたします。

| 0,9 0

議長、「続きまして、番号12番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局 番号12番,譲受人,

。讓受人,

。申請地は,

,地田,畑,

面積1,000平方メートル。

事由, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。

転用計画,太陽光発電設備,パネル枚数が224枚,パネル面積308.63平方メートル,全体面積が1,000平方メートル。 契約内容は売買です。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長用現

現況調査員の調査報告を求めます。

城田俊男委員

15番、城田です。5条12番の説明に入ります。

1月17日に現地調査に入りました。地図は6ページの右側です。詳しくは地元委員さんにお願いします。周囲は住宅と山林に囲まれた地域にあり、集団性が低い農地です。農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

菅谷美尚委員

13番、菅谷です。12番について説明いたします。

現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は、地図6ページ右側になります。県道18号線鹿行大橋交差点を鉾田市内に向かい1キロ地点を右折、約 メートルぐらい坂を上がった地点が現地になります。再生可能エネルギー固定買取制度による売電をするとのことです。譲渡人、 さんも後継者がいないため、売買に至ったそうです。問題ない案件と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

番号12番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号12番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号12番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして、番号13番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局

番号13番,譲受人,

外1名。譲渡人,

。申請地は,

,地目,畑,面積162平

方メートル。

事由,現在,借家に住んでいるが,手狭なため,申請地に自己住宅を建築したい。転用計画は,居宅(自己住宅)64.58平方メートル。契約内容は普通贈与です。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

海老原康廣委員

17番、海老原です。番号13番について報告します。

申請地は、地図アページ左です。詳しくは地元委員さん、よろしくお願いします。周囲は畑に囲まれた状況であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

櫻井健一委員

1番、櫻井です。13番について説明いたします。

調査員さんの方々、大変ご苦労さまでございました。地図は7ページになります。地図の説明をいたします。地図の上の部分が樅山地区内でございます。申請地の下の部分が滝浜新田地内でございます。申請地の右側が海岸まで一帯に広がる農地でございます。申請人は家族の関係でございます。子供たちが大きく成長したため手狭になり、自己住宅を建設したいという案件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。農地については、第1種農地でございます。面積は162平方メートル。贈与になります。

以上でございます。

議長

番号13番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号13番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号13番を申請どおり許可と決定いたします。

議長

続きまして、番号14番を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

番号14番,使用借人,

事由, 市発注の鉾田川浚渫工事に使用する仮設道路として, 申請地を借り受けて一時的に利用したい。

転用計画,仮設道路,敷鉄板53枚。契約内容は使用貸借。一時 転用で許可日より1か月間となっております。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。

海老原康廣委員

17番,海老原です。番号13番についてご説明いたします。

申請地は、地図アページの右側の一部になります。周囲は鉾田川上流の場所で、仮設道路として一時的に利用したい状況であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議長

地元委員の説明を求めます。

宇佐見達夫委員

12番、宇佐見です。14番について説明します。

現地調査員の皆様、お疲れさまでした。県道110号線、石八戸とメロンロードの交差点を東へ1.2キロ、右側です。鉾田市発注の鉾田川の浚渫工事で、が請け負った案件です。ちなみに、浚渫工事とは、川の側面をさらって土砂などを取り去り、流れをよくする工事ということです。現地は水田となっており、一時的に鉄板を敷き仮設道路にして工事を行うということです。一時転用で問題ない案件かと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 番号14番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号14番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。番号14番を申請どおり許可と決定いたし

ます。

議 長 続きまして、番号15番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局番号15番,使用借人,

。使用貸人,

申請地は、 の一部、地目、田、面積90平方メートル。

事由,市発注の鉾田川浚渫工事に使用する仮設道路として,申請地を借り受けて一時的に利用したい。

転用計画は、仮設道路で敷鉄板20枚。契約内容は使用貸借。一時転用で許可日より1か月間となっております。

詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長り現況調査員の調査報告を求めます。

海老原康廣委員 17番、海老原です。番号15番についてご説明いたします。

14番と同じで、鉾田川上流の河川工事です。申請地は、地図8ページの左側の位置になります。詳しくは地元委員さん、よろしくお願いします。仮設道路として申請地を一時的に利用したいという状況であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。

議 틭 地元委員の説明を求めます。 12番、宇佐見です。15番について説明いたします。 宇佐見達夫委員 場所は、県道114号線沿い、 のガソリンスタンドの先 を西側へ左折、800メートルほどのところになります。こちらも 先ほどの案件同様、鉾田市発注の鉾田川浚渫工事のための仮設道路 となります。 が請け負った案件となり ます。こちらも一時転用で問題ない案件かと思われますので、よろ しくご審議のほどお願いします。 番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。 議 長 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 議 長 これより採決いたします。 番号15番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございま せんか。 (異議なしの声あり) 議 長 異議なしと認めます。番号15番を申請どおり許可と決定いたし ます。 (議案第3号 現況証明書の交付について) 続きまして、議案第3号 「現況証明書の交付について」を議題 議 長 といたします。 番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 議 長 番号1番,申請人, 事務 局 , 地目, 畑, 面積48平方メートル。 地は、 ,地目,畑,面積216平方メート 同じく , 地目, 畑で, 面積116平方 ル。同じく メートル。

現況は農作業所,倉庫となっております。許可年月日は令和3年 11月25日,確認年月日は令和4年1月17日。転用事実証明と なります。

以上でございます。

議長

現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。

海老原康廣委員

17番、海老原です。1番についてご報告いたします。

去る1月17日,15番,城田委員,16番,出沼委員,17番私と事務局2人で現地調査を行いました。場所については,地図8ページの右側の位置になります。地図には載っていませんが,地図の端っこ,右側は東関道が走っておる場所になります。令和3年11月25日に農地転用許可を受けたものでございます。現地確認したところ,現在,作業所,倉庫が出来上がり,既に使用している状況でした。3人の総合意見として現況証明書の交付は可と判断しましたので,ご報告いたします。

議長

番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。

(議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)

議長

続きまして、議案第4号 「農地法第3条の買受適格証明書の発

行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。

議 長 番号1番から番号3を上程いたします。事務局に説明させます。

事 務 局

これらはいずれも公売になりまして、入札期日・開札期日ともに 令和4年3月2日となっております。

以上でございます。

議 長 番号1番から番号3番について地元委員の説明を求めます。

永井司委員

2番,永井です。1番,2番,3番,同一人物ですので,まとめて説明いたしたいと思います。

さんは、今はコマツナ専門栽培でハウスを建てて経営しておりまして、外人も10名以上使いながら農協のほうへ出荷しているそうでございますので、規模拡大ということで今回の公売へ参加して落札したいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。

議長

番号1番から番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

番号1番から番号3番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ないものと認め、番号1番から番号3番について申請どおり 買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第 3条の許可書を発行することといたします。

(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画 の決定について)

議長

続きまして、議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題と いたします。

議長事務局に説明させます。

事 務 局

申請件数につきましては、17件、合計で33筆、面積が10万7、197平方メートルです。

利用権の種類でございますが、賃貸借が30筆、使用貸借が3筆 となっております。内訳につきましては、全て新規となっておりま す。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。

(議案第6号 農業委員会事務局職員の人事に ついて)

議長

続きまして,議案第6号 「農業委員会事務局職員の人事について」を議題といたします。

議長事務局に説明させます。

事務局長

農業委員会の事務に従事させる職員については、農業委員会等に 関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が任免する規 定になっております。

鉾田市においては、毎年4月1日付で職員の定期人事異動が行われており、定期人事異動の内示につきましては、例年でありますと3月下旬に発令されております。

農業委員会事務局職員の定期人事異動について、市長との交渉・ 調整につきましては、農業委員会を代表して、飯岡会長並びに、浅 野代理、米川代理に一任していただければと思います。よろしくお 願いいたします。

議長

職員の人事異動については、ただいま事務局の説明のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

議長

お諮りいたします。ただいま事務局の説明のとおり、4月1日付の農業委員会事務局職員の定期人事異動に伴う、市長との交渉・調整については、会長並びに会長代理に一任ということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ないものと認め、会長並びに会長代理に一任させていただく ことに決定いたします。

事務局長

4月1日付で農業委員会事務局職員の定期人事異動があった場合は,異動の辞令交付は,4月1日に会長から交付いたします。なお,4月の定例総会において,農業委員会の承認を追認で受けるこ

とになります。よろしくお願いいたします。

(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)

議長

続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による 通知について」を議題といたします。

事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

こちらにつきまして6件の届出がございました。12筆で面積は5万1,398平方メートル。いずれも合意解約となっております。以上でございます。

(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定 による農地等の権利移動届出について)

議長

続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局の説明により,報告に代えさせていただきます。

事 務 局

こちらは4件の届出がございました。40筆で面積につきましては、合計で4万8、876平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。

以上でございます。

(報告第3号 農地法第3条の規定による所有 権移転の許可申請に対する許可処分について) 議長

続きまして、報告第3号 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請に対する許可処分について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

こちらは2件の許可処分を行っております。公売落札によるもので令和3年11月総会での議決されたものとなっております。 以上でございます。

(報告第4号 農地法制限除外の届出について)

議長

続きまして、報告第4号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。

事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

1件の届出がございました。

番号1番,申請人,

の一部、地

目, 畑で, 面積は2. 25平方メートル。

。届出地は,

転用目的は、携帯電話無線基地局となっております。 以上でございます。

(報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)

議長

報告第5号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。

事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

許可の取消しの案件につきまして、番号1番と番号2番は交換となっておりまして、番号1番、

。譲渡人**。**

。申請地は、

,畑で,1万3,805平方メートル。同じく ・畑で,2,953平方メートル。

続きまして、番号2番、譲受人、

。譲渡人,

。申請地、

, 畑, 1万6, 235平方メートル。

取消事由ですが、現状の許可どおりの交換ではなく、分筆後に改めて交換することになったため。取消年月日は、令和4年1月11日です。令和2年10月23日に許可した案件でございます。以上でございます。

(報告第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)

議長

続きまして、報告第6号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。

事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

こちら,法務局より2件の照会がございました。

番号1番は、1筆で地目は、田から原野への変更。番号2番、1筆で地目が、畑から原野への変更になります。

現況地目を確認し、番号1番については農地、番号2番については非農地と判断したことから、令和4年1月12日付で会長専決処分により回答しております。

以上でございます。

議長

以上で、議案の審議及び報告を終わります。

議長

続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。

事務局のほうから。

事務局

では、事務局のほうから当面の行事について説明させていただきます。

2月15日,13時から現地調査を予定しております。出席委員は、浜田洋一委員、米川完一委員、草野克信委員になります。よろしくお願いします。

16日は常設審議委員会ですが、該当案件はございません。 22日が議案書配付を予定しておりまして、25日金曜日、こちらが2月の定例総会になります。2月は前半の組になります。 続けていいでしょうか。

議長

続けてお願いします。

事 務 局

すみません。報告事項として別にありまして、皆さんご存じのとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員の改選の状況についてご説明いたします。こちら、昨年12月半ばから推薦と公募をやりまして、1月13日で受付は終了しております。

農業委員会の応募状況ですが、地区推薦が19名、団体推薦が2名。公募のほうですけれども、公募で3名が定員になっておりますが、6名が応募している状況になります。こちらにつきましては、2月1日に評価委員会というのを開きまして、審査を行うことになっております。

また、農地利用最適化推進委員の応募状況ですが、地区推薦が32名で、公募は定員が36名ですので、公募のほうで4名を募集したところ、5名が応募している状況です。ただ、こちらにつきましては選任規則におきまして、定員が、鉾田地区の公募は定員が4名なのですけれども、鉾田地区が2名、旭と鉾田が1名ずつで4名という仕組みになっておりますので、そちらのほうも考慮して審査するところです。

農地利用最適化推進委員につきましては、今回3回目なのですが、以前の2回はいずれも公募が少ない、定員以下という状況だったので、そのまま農業委員会で、この農地利用最適化推進委員でよろしいでしょうかという形で決定されていたのですが、今回の場合は人数が多いので、選考委員会等を開かないといけないというところになります。ですので、選考委員会等を開かないといけないというところがあります。そちらにつきまして、まだこちらのほうでやったことがないので、いろいろ今検討しているところなのですけれども、2月の総会において選考委員会のメンバーと、どういった基準で推進委員を選ぶかという方針的なものを決めて、3月の総会までには選考委員会で審議して、会長に報告をして、3月の総会に推進委員の候補者ということで上程するというスケジュールで考えておりますので、こちらのほうは2月の総会までには大体のやり方というか、選考委員会も含めてお話しさせていただけると思います。

改選状況等については以上になります。

議長

その他について何かありましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長

皆さん、それでは閉会のほうをしたいと思います。

先ほど総会が始まる前にも言いましたけれども、茨城県並びに鉾田もコロナ、また新型のオミクロンも大分出ているようなので、皆様もひとつくれぐれも気をつけて、なるべく人の集まるところとかへ行かないように。本来であれば、来月か再来月辺り、総会後にお別れ会みたいな、そういう催しを開くわけなのですが、今年はこういった状況で何もできませんので、それで皆様にこうやって返金するような、こういう形になりましたけれども、本当に寂しいです。そういうことを皆さんと一杯交わしながらやれれば、なおさらよかったなと思っております。だけれども、こういう状況では、農業委員会として何かやってもし出てしまったときに、市のほうにも迷惑かけるから、そういうことはできないもので、できればコロナにかからないようにひとつ頑張って過ごしていただければいいと思います。やはり、軽いといいましても、かかったら後遺症は出るそうですから、かからないのが一番だそうでございますので。

それと、2回接種しましたけれども、3回目の接種の通知も間もなく市のほうで来ると思いますから、そのときには3回目のほうも接種していただいて、コロナには絶対かからないように気をつけていただきたいと思います。また来月、皆さんで元気な顔に会える日を楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして,鉾田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

午後3時48分 閉 会

署名人
_議長(会長)
22番 委 員